

「第31回住まいのリフォームコンクール」応募概要

1. 目的

本コンクールは、全国各地で施工された住宅リフォームの事例を募り、住まいとして優秀な事例について建築主(施主)・設計者・施工者を表彰し、これを消費者や事業者に広く紹介することにより、住宅リフォームの促進とその水準の向上を図ることを目的としています。

今年度からは、これまでのリフォーム作品に加え、消費者の安心を高めたり、まちづくりと連携するなどの工夫や仕組み等を評価する「ビジネスモデル部門」を新設しました。

2. 主催

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

3. 後援

国土交通省 独立行政法人住宅金融支援機構

独立行政法人都市再生機構 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会

4. 協賛

一般財団法人建築環境・省エネルギー機構

一般財団法人住宅保証支援機構

公益財団法人マンション管理センター

一般社団法人JBN

公益社団法人日本建築家協会

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会

一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会

一般社団法人不動産協会

一般社団法人プレハブ建築協会

一般社団法人マンションリフォーム推進協議会

一般社団法人リノベーション住宅推進協議会

日本室内装飾事業協同組合連合会

一般財団法人高齢者住宅財団

一般財団法人ベターリビング

公益社団法人インテリア産業協会

一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会

公益社団法人日本建築士会連合会

一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会

一般社団法人日本木造住宅産業協会

一般社団法人不動産流通経営協会

一般社団法人マンション管理業協会

一般社団法人リビングアメニティ協会

全国建設労働組合総連合

5. 応募者の要件

〈作品部門〉

応募作品の住宅の建築主(施主)、設計者又は施工者とします。

〈ビジネスモデル部門〉

応募者は地域に根ざした、次のようなリフォーム推進体制^(注)を構築している事業者、事業グループ・団体で、平成26年6月の応募締切時において、当該推進体制のもとで行ったリフォーム工事の実績があるもの。

(注)地域に根ざしたリフォーム推進体制として、次のようなものを想定

【想定される事業主体の例】

- ・地域のリフォーム事業者
- ・地域の設計事務所や工務店、設備会社等が連携したリフォーム事業グループ・団体
- ・中古住宅流通、資材生産・供給、金融等異業種とリフォーム事業等とが連携したもの

【想定される仕組みの例】

- ・消費者の安全・安心を高めるための受注方法、価格の透明化、相談窓口、履歴記録、メンテナンスサービス
- ・住宅の性能・品質を向上させるための建物調査・診断、仕様・検査のルール化、人材育成
- ・新材料・新工法、IT利用等による工事・業務の合理化、コストダウン
- ・地域材、リサイクル材の利用促進等地域産業の振興
- ・まちづくりとリフォームの連携
- ・中古住宅流通とリフォームの連携

6. 応募対象

〈作品部門〉

平成24年7月から平成26年6月の応募締切までの間に、リフォーム工事が完了したもので、下記の条件を満たすものを対象とします。

〈ビジネスモデル部門〉

応募者の要件を満たす事業者、グループ・団体の構成員が、このリフォーム推進体制の下で、平成23年7月～平成26年6月の応募締切までの間にリフォーム工事を完了したもので、下記の条件を満たすものが複数あるものを対象にします。応募には、リフォーム推進体制の内容と完了したリフォーム工事のうち2作品をあげてください。

[条件]

- ・ここで言う「リフォーム」は増築、改築、模様替え、修繕等をいいます。
- ・リフォーム後に住宅（マンションの共用部分やグループホーム等の福祉系居住施設を含む）で、国内にあるものに限ります。
- ・住宅の構造、建方形式は問いません。
- ・建築基準法等関係法令の各種規定を遵守しているものを対象にします。

7. 応募締切

平成26年6月27日（金）必着

8. 審査基準

〈作品部門〉

次のいずれかの観点で評価できるもの。

- 1.消費者・居住者の参画や事業者の努力等により、顧客満足度の向上が図られているもの。
- 2.社会やライフスタイルの変化に対応し居住者の暮らしのあり方を提案しているもの。
- 3.住宅の各種性能の維持・向上がうまく図られ、住宅資産価値の向上が期待できるもの。
- 4.地産地消等地域産業振興や中古住宅流通促進、コストダウン等住宅生産の合理化に寄与しているもの。
- 5.マンションの耐震改修等共用部分の改良、地域環境への配慮その他リフォーム計画プロセスにおいて大きな努力がみられるもの。

〈ビジネスモデル部門〉

リフォームの推進体制のモデルとして先導性が高く、または波及性・普及性が大きいもので、次のような観点から評価できるもの。

- 1.顧客ニーズへの対応等から顧客満足度の向上が図られているもの。
- 2.現場における技術の向上、生産の合理化が図られているもの。
- 3.地域活性化やまちづくりに寄与するなど、地域における社会的または経済的效果が大きいもの。
- 4.リフォーム推進のプロセスにおいて、将来性の高い新たな試みを実施しているもの。



審査風景

9. 賞

特別賞（4賞+数賞）

- ・**国土交通大臣賞** (1点) 賞状・記念品
総合的に全てに優秀で、消費者及び事業者に広く普及すべき内容のもの
 - ・**独立行政法人住宅金融支援機構理事長賞** (1点) 賞状・記念品
住宅の性能向上が総合的に図られ、今後の住生活の示唆となるもの
 - ・**公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター理事長賞** (1点) 賞状・記念品
居住者または事業者の努力により、居住者の住生活満足度の向上に大いに成功しているもの
 - ・**一般社団法人住宅リフォーム推進協議会会長賞** (1点) 賞状・記念品
住宅の性能向上が巧みに図られ、また新しい技術の方向を示しているもの
 - ・**分野別特別賞** (数点) 賞状・記念品
総合的に優秀と認められ、マンションの長寿命化を図る作品、地域の産業振興、まちづくりに著しく寄与した活動等社会的意義の高い特長を有するもの（分野を付記して表彰）
- 企画賞** (数点) 賞状
アイデアや一定の技術・特長を有する内容のもの
- 優秀賞** (20点程度) 賞状
総合的に優秀と認められるもの

また、入賞者（設計担当者または施工担当者として応募登録書に記載されている方）で、増改築相談員またはマンションリフォームマネジャーの資格をお持ちの方を併せて表彰します。

- ・**増改築相談員奨励賞** (数点) 賞状
- ・**マンションリフォームマネジャー奨励賞** (数点) 賞状

■ 第31回住まいのリフォームコンクール審査委員会（敬称略）

- 委員長 真鍋 恒博 東京理科大学 名誉教授
- 委 員 林田 康孝 国土交通省 住宅局 住宅生産課長
[平成26年7月7日まで 伊藤 明子]
- 委 員 松村 収 (独)住宅金融支援機構 CS推進部 住宅技術情報室長
[平成26年4月13日まで 廣岡 隆]
- 委 員 秋元 孝之 芝浦工業大学 工学部建築工学科 教授
- 委 員 有田 芳子 主婦連合会 副会長
- 委 員 池本 洋一 (株)リクルート住まいカンパニー SUUMO編集長
- 委 員 田村 誠邦 (株)アークブレイン 代表取締役
- 委 員 中野 晶子 一級建築士事務所 本庄晶子建築設計室 主幹
- 委 員 麓 幸子 日経BP社 日経BPヒット総合研究所 所長
- 委 員 丸茂みゆき 文化学園大学 造形学部建築・インテリア学科 准教授
- 委 員 森田 芳朗 東京工芸大学 工学部建築学科 准教授
- 委 員 後藤 隆之 (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター 専務理事